

大ト協第 159 号
平成 26 年 7 月 24 日

大阪府知事
松井一郎様

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 坂本克巳

運輸事業振興助成交付金の法定措置について(要望)

運輸事業振興助成交付金の交付については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が平成 23 年 9 月 30 日に施行され、既に 3 年が経過しているところであります。

しかしながら大阪府は、全国で唯一この法律及び政省令を全く無視した独自の補助金制度とし、一部予算措置しているに過ぎない状況にあり、全国が一体となって推進している環境対策・交通安全対策等に重大な支障をきたしております。

また、異常な燃料価格の高騰・労働力不足・長期的な経済の低迷等、運輸事業の極めて厳しい経営環境に対応するため、全日本トラック協会との連携による助成事業においても重大な支障をきたしております。

については、平成 27 年度以降の運輸事業振興助成補助金の交付に当たっては、政省令に定められた算定式に基づく交付と政令で定める対象事業に改める等、この法律の立法趣旨どおり、早急に違法状態を解消していただくよう強く要望します。

以上